

主 文

本件再審査請求を却下する。

事実及び理由

第1 事案の概要

再審査請求人（以下「請求人」という。）は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付を支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）を不服として、平成〇年〇月〇日付けで労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求（以下「前回審査請求」という。）をしたところ、審査官は、前回審査請求は法定の審査請求期間を経過してされた不適法なものであるとして、同年〇月〇日付けでこれを却下する決定をしたことから、請求人は、更にこの決定を不服として同年〇月〇日付けで当審査会に再審査請求をし、当審査会は、平成〇年〇月〇日付けでこれを却下した。

その後、請求人は、本件処分の取消しを求めて、再び平成〇年〇月〇日付けで審査官に審査請求（以下「今回審査請求」という。）をしたところ、審査官は、前回と同様に、今回審査請求は法定の審査請求期間を経過してされた不適法なものであるとして、同年〇月〇日付けでこれを却下したことから、請求人は、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第2 請求人の主張の要旨

（略）

第3 理 由

1 当審査会の判断

（1）労災保険法第38条第1項においては、保険給付に関する決定（以下「原処分」という。）に不服のある者は、労働者災害補償保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服のある者は、当審査会に対して再審査請求をすることができる」とされている。当該規定の趣旨は、当審査会の原処分の当否に関する

裁決は、原則として、審査請求に対する労働者災害補償保険審査官の本案に関する決定を経て行われた再審査請求に対してのみ行われるべきであるという点にあると解されるので、労働者災害補償保険審査官により審査請求が適法要件を欠くとして却下されたものについては、当該判断が妥当である限り、当該審査請求を基礎とする再審査請求もまた適法要件を欠くものとして却下されるべきであると解するのが相当である。

本件の場合、審査官は、請求人の行った審査請求は不適法なものであるとしてこれを却下しているので、この点について以下検討する。

- (2) 審査請求は、平成26年法律第69号による改正前の労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号。以下「労審法」という。）第8条第1項の規定により、審査請求人が原処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内（以下「請求期間」という。）にしなければならないこととされている。本件についてこの点を見ると、次のとおりである。

まず、請求人が本件処分のあったことを知った日についてみると、請求人は、平成〇年〇月〇日付けの今回審査請求書において、「原処分のあったことを知った年月日」を平成〇年〇月〇日としている。したがって、本件処分に係る審査請求の請求期間は、その翌日から起算して60日目に当たる同年〇月〇日までとなるところであるが、請求期間の満了日（60日目に当たる）が土曜日、日曜日、その他祝日等の閉庁日に当たるときは、請求期間は閉庁日の翌日をもって満了となると解するのが相当であることから、結局、本件処分に係る審査請求の請求期間の満了日は、同月〇日までとなる。

ところが、請求人が今回審査請求書を審査官宛てに提出したのは、平成〇年〇月〇日であり、今回審査請求は、法定の請求期間を経過した後にされたものである。

- (3) なお、労審法第8条第1項ただし書では、審査請求が請求期間を経過した後にされた場合においても、審査請求人が正当な理由により請求期間内に審査請求をすることができなかつたことを疎明したときは、この限りでない定められている。そして、同項ただし書にいう「正当な理由」とは、天災その他客観的にみて一般にそのような理由があれば何人も請求できなかつたと認め得るに足りるものでなければならぬと解するのが相当である。

そこで、本件についてこれをみると、請求人は、請求期間を経過した理由について、平成〇年〇月〇日付けの補正書において、要旨、平成〇年〇月〇日に審査請求をしたものの、担当の職員から強要されて同年〇月〇日に審査請求取下書を提出したものであり、審査請求の取下げは無効であると主張する。

しかしながら、請求人から提出された平成〇年〇月〇日付けの審査請求取下書には請求人の署名押印がされ、請求人の意思に基づいて作成されたものと認められることに加え、当該審査請求の取下げに際して担当の職員から強要があったとの事実を認めるに足りる資料はないことから、請求人の主張を採用することはできず、今回審査請求について、上記の「正当な理由」を疎明したものであるということとはできない。

- (4) 以上のとおり、本件再審査請求も適法要件を欠く今回審査請求を基礎とする不適法なものであるから、労審法第50条において準用する同法第10条の規定により却下することとして、主文のとおり裁決する。